

富山市地域自主運行バス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市地域自主運行バス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 富山市地域自主運行バス事業（以下「バス事業等」という。）

富山市の区域において生活交通手段の確保等を目的に、地域住民の交通の確保と福祉の向上を図る事業をいう。

(2) 公共交通空白地域

鉄軌道駅及び民間バス路線(※)から750m以遠の地域をいう。

※民間バス路線は2往復/日以上の路線を対象とし、既存のコミュニティバス路線等は除く。

(3) 1事業

バス車両等が1台以上で運行する1ルート又は地域とし、同一バス車両等が1台で複数のルートを運行する場合は1事業とする。

(4) シビルミニマム

日常生活に最低限必要な交通サービスであり、1日2往復のバス等による運行をいう（循環路線の場合、1日2週の運行）。

(5) 高頻度運行

市の重点施策と密接な関係にあり、高い頻度での運行を維持することが必要不可欠であると認められるバス事業等において、1時間あたり1便を超える運行をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となるバス事業等は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 事業者が運営主体となり運行する事業。

(2) 一定の受益者負担を求める等、運行を継続するための収支計画が立案されている事業。

(3) 公共交通空白地域等において、市民の生活交通手段確保の目的で行なわれる事業で、市長が公益上、必要と認める事業。

(補助金の額)

第4条 市長は、前条の補助対象事業に該当するバス事業等を運営する事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

- 2 補助金の額は、1事業につき、運行経費に9/20を乗じて得た額以内とし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、その額は運行経費の総額から運賃収入その他バス事業等により得られる収入を控除した額を限度とする。ただし、次の各号に定める経費については、当該運行経費から除外し、全額を補助するものとする。
- (1) 1事業の運行費（事務費、広告費等、運行以外に掛かる経費を除く、以下「1事業の運行費」という。）のうち、シビルミニマムの運行にかかる経費
 - (2) 地域の児童の通学を目的として運行するバス事業等について、次に定める便数の運行にかかる経費
 - (イ) 小学生の通学：最大2往復/日
 - (ロ) 中学生の通学：最大2往復/日
 - (ハ) 小・中学生の通学：最大3往復/日
 - (3) 1事業の運行費のうち、車両にかかる経費
 - (4) 1事業の運行費のうち、高頻度運行にかかる次に定める経費
 - (イ) 平日と土曜日の運行において、1時間あたり1便を超えて運行する時間帯の、1時間あたり1便分の運行にかかる経費
 - (ロ) 日曜日と祝日の全便の運行にかかる経費
- 3 バス事業等の試行実験等を行う場合、市長が必要と認める経費から事業収入等を控除した額を全額補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象事業者は補助金の交付を受けるにあたり、富山市地域自主運行バス事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画を記載した書類
- (2) 事業毎の収支予算を記載した書類
- (3) その他、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を審査のうえ、これを正当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、富山市地域自主運行バス事業補助金交付決定通知書（様式第2号）をもって、当該申請者にその旨を通知する。

(交付条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業者は、補助金の交付の申請の内容に変更が生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けるものとする。
- (2) 規則第11条第3項に規定する通知は、変更承認通知書（様式第4号）により行うものとする。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、補助対象事業終了後、10日以内に富山市地域自主運行バス事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、書類審査等を行い、補助金額確定通知書（様式第6号）をもって、補助対象事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助対象事業者が当該補助対象事業を完了した後において交付する。ただし、補助対象事業者からの要請があり、市長が特に必要と認めるときは、補助対象事業完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(補助金の経理等)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類を、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくものとする。

(補助金の交付の取り消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 本要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金交付申請書及び補助金事業計画変更承認申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(4) 市長の承認を受けずに、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

(5) 補助対象事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

(6) 補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年3月19日から施行する。

この要綱は令和4年3月15日から施行する。

この要綱は令和5年2月8日から施行する。